

平成29年7月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(切)第6084号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成29年4月19日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

同 津田頤一郎

東京都千代田区飯田橋2丁目8番5号多幸ビル九段10階

被 告 株式会社ゴールドリンク

同代表者代表取締役 藤田 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 藤田 [REDACTED]

埼玉県 [REDACTED]

被 告 川内 [REDACTED]

被 告 服部 [REDACTED]

上記4名訴訟代理人弁護士 宮本 寛之

同 森仁至

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して1797万7300円及びこれに対する被告株式会社ゴールドリンク、被告藤田 [REDACTED] 及び被告川内 [REDACTED] については平成28年3月18日から支払済みまで、被告服部 [REDACTED] については平成28年4月16日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 この判決第1項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告株式会社ゴールドリンク（以下「被告会社」という。）の従業員の勧誘によって、被告会社の「ゴールド積立くん」、「プラチナ積立くん」などの商品に関して、原告と被告会社との間で締結した合計4回にわたる金又は白金（以下「金等」という。）地金売買契約により、合計10キログラムの金及び合計6キログラムの白金を契約時の価格で購入した代金等の分割払として多額の金員を振り込まれ、その後の将来の価格で現物まがい私的差金決済取引をさせられ、代金・手数料名下で金員を詐取され、同額の損害を被ったと主張して、被告会社、その代表取締役である被告藤田■（以下「被告藤田」という。）、その取締役である被告川内■（以下「被告川内」という。）及びその従業員であった被告服部■（以下「被告服部」という。）に対し、被告会社については、使用者責任及び固有の不法行為責任（民法715条1項、同709条）に基づき、被告藤田については、会社法429条1項及び共同不法行為責任（民法719条1項前段、709条）に基づき、被告川内及び被告服部については、共同不法行為責任（民法719条1項前段又は同条2項、709条）に基づき、連帶して、未返還交付金員相当額1634万3000円と弁護士費用16.3万4300円の合計1797万7300円及びこれに対する不法行為の後の日であり各被告に対する各訴状送達の日の翌日である被告会社、被告藤田及び被告川内については平成28年3月18日から支払済みまで、被告服部については平成28年4月16日から支払済みまで、それぞれ民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和19年生まれの女性であり、平成[]年[]月に夫を亡くして以降一人暮らしをしており、被告会社の取引を開始した時点では69歳であった。

イ 被告会社は、金地金割賦販売事業等を目的とする株式会社であり、商品先物取引法に係る取引の許可ないし金融商品取引に関する登録はない。

ウ 被告藤田は、被告会社設立時から現在まで被告会社の代表取締役である。

エ 被告川内は、平成25年4月から現在まで被告会社の取締役であり、原告に対して金等地金売買契約を勧誘した。

オ 被告服部は、平成25年頃まで被告会社に勤務していた従業員であり、原告に対して金等地金売買契約を勧誘した。

(2) 原告と被告会社との間の契約内容

原告と被告会社は、下記のとおり、金地金及び白金地金の各売買契約を締結した。

ア 平成25年11月20日付け金地金売買契約（甲4の1）（以下「本件契約1」という。）

金地金数量 5キログラム

契約時の価格 1グラム当たり4340円

購入代金 2170万円（消費税込）

手数料 227万8000円（消費税込）

支払方法 平成25年11月、500万円

平成25年11月から平成43年10月まで毎月末日限り、9万3200円（但し、2回目は7

万 7 5 0 0 円, 3回目～61回目までは 7 万 5 5
0 0 円) 216回 (初回を含む)

イ 平成25年12月20日付け金地金売買契約(甲4の2) (以下「本
件契約2」という。)

金地金数量 5キログラム

契約時の価格 1グラム当たり 4 3 0 0 円

購入代金 2 1 5 0 万 円 (消費税込)

手数料 2 2 5 万 7 0 0 0 円 (消費税込)

支払方法 平成25年12月, 5 0 0 万 円

平成25年12月から平成43年10月まで毎
月末日限り, 9万1900円 (但し, 2回目は7
万9100円, 3回目～61回目までは7万67
0 0 円) 215回 (初回を含む)

ウ 平成26年4月18日付け白金地金売買契約(甲4の3) (以下「本
件契約3」という。)

白金地金数量 3キログラム

契約時の価格 1グラム当たり 5 0 9 0 円

購入代金 1 5 2 7 万 円 (消費税込)

手数料 1 6 4 万 9 0 0 0 円 (消費税込)

支払方法 平成26年4月, 3 0 0 万 円

平成26年4月から平成44年1月まで毎月末
日限り, 6万7700円 (但し, 2回目は4万9
6 0 0 円, 3回目～25回目までは4万6700
円) 214回 (初回を含む)

エ 平成27年7月7日付け白金地金売買契約(甲4の4) (以下「本件
契約4」という。)

白金地金数量	3 キログラム
契約時の価格	1 グラム当たり 4 2 8 0 円
購入代金	1 2 8 4 万円（消費税込）
手数料	6 9 万 3 0 0 0 円（消費税込）
支払方法	平成 2 7 年 7 月、 1 5 0 万円 平成 2 7 年 7 月から平成 4 4 年 1 月まで毎月末 日限り、 6 万 5 1 0 0 円（但し、 2 回目は 5 万 1 8 0 0 円、 3 回目～ 3 7 回目までは 4 万 1 0 0 0 円） 1 9 9 回（初回を含む）

(3) 本件契約 1 ないし本件契約 4（以下「本件各契約」という。）に基づく支払状況

原告は、被告会社に対し、本件各契約締結後、別紙入出金一覧表の「支払額」欄記載のとおり、平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日から平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日まで、合計 2 0 5 0 万 6 5 0 0 円の支払をした。

(4) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、消費者センターに相談した後、平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日に原告訴訟代理人弁護士らに相談し、本件訴訟を提起することを委任した。

イ 原告訴訟代理人弁護士らは、被告会社に対し、平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日付けで、原告の被告会社に対する交付金額相当額の賠償を求める旨などを記載した内容証明郵便を送付した（乙 3 0）。

ウ 被告会社は、平成 2 8 年 1 月 1 3 日、被告訴訟代理人弁護士宮本寛之（以下「宮本弁護士」という。）名義で、原告訴訟代理人弁護士荒井哲郎（以下「荒井弁護士」という。）に対し、金銭精算の方法による中途解約とすることの確認書を送り返すよう通知書を添付して送付した（乙 3 1）。

エ 荒井弁護士は、翌 1 4 日、前記添付の通知書に、中途解約する対象と

なる本件各契約が記載された後に「及び貴社との間の契約の全て」という手書部分を加えて、日付を入れ、押印したものを被告会社宛にFAX送信した（乙9）。

オ 被告会社は、翌15日、原告及び荒井弁護士宛てに、解約基準価格が分かる東京商品取引所のホームページの写しとともに本件各契約の中途解約清算書を送付し（乙44），中途解約清算書への署名押印を求めたが、荒井弁護士は、これに応じられないとしたため、宮本弁護士と荒井弁護士との交渉の結果（乙45，46等）；最終的には、被告会社が、原告に対し、同日、中途解約清算金として416万3500円を返金し（甲16の1ないし4），併せて、宮本弁護士と荒井弁護士との間で、被告会社の被告訴訟代理人弁護士に対する預託金返還請求権に質権を設定することを内容とする合意書を取り交わすための調整作業を経て、荒井弁護士、宮本弁護士及び被告会社との間で、その旨の合意書が取り交わされた（乙47）。

カ 原告は、平成28年1月25日、被告会社から416万3500円の返金を受けた。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 本件各契約の公序良俗違反（主位的主張）

ア 原告の主張

（ア） 本件各契約は、契約時の価格で金及び白金を購入したこととして、第1回分として相当額を支払わせた上、残額を、本件契約1においては216回、本件契約2においては215回、本件契約3においては214回、本件契約4においては199回の分割払いとし、その全額を支払って初めて金ないし白金の引渡しを受け得ることとなり、それまでの間は、将来の任意の時点での中途解約をすることができ、そのときには、解約通知書を被告会社が受領した当日の株式会社東京商品取

引所の金及び白金「標準取引」の1番限清算値（帳入値段）の価格を解約価格とし、それに、解約数量をかけて算出した解約代金から本件各契約における金及び白金の代金の差額金を計算するものとされ、他に、金は購入代金の10.5パーセントの、白金は購入代金の10.8パーセントの手数料を支払う必要があるものとされている。

- (イ) しかし、本件各契約は、「積立くん」、「金・白金地金売買契約」と称してはいるものの、上記仕組に照らして、一般に、「ロコ・ロン・ドン貴金属まがい取引」と称されていた取引類型と同様の、将来の金等価格によって差金決済をする私的差金決済契約であり、本件のような取引は、取引の仕組自体、取引公序に著しく反するものとして違法であり、被告会社らがこのようであからさまな詐欺商法を作出してこれを口実に原告に金銭を交付させたことは、原告に対する不法行為を構成する。
- (ウ) 本件各契約のような私的差金決済取引は、賭博罪・賭博開帳図利罪として刑事罰をもって禁止される行為であり、あからさまな詐欺商法であるところ、被告会社は、これをあたかもまつとうな取引であるかのような外觀を生じさせて業として、図利目的で、常習的に、一般消費者を勧誘して、高率の手数料を徴収し、売買代金の分割金や口座管理料等名下に金員を交付させており、当該行為は、公序良俗に著しく反し、私法上も不法行為を構成させるに十分な違法性を有するものである。
- (エ) 本件各契約は、「積立くん」という商品に係るものではあるが、貴金属の積立とは全く異なる行為である。貴金属の積立は、安定的にそれを行う方法として、一般的に、ドルコスト平均法といわれる、購入金額に応じ、価格が高い日には少なく、価格が低い日には多く購入することによって価格変動リスクを低減させる方法が採用されている。

が、被告会社が行うような、一時点で総代金の支払もせずに大量の貴金属を購入したことにして、将来の価格と差金決済をする仕組みとなつてているものなど皆無である。要するに、被告会社が「積立くん」と称して行っているものは、貴金属の積立とは全く異なる、無許可商品先物取引類似行為である。

(才) 被告らは、本件各契約の「満期前終了」と称して、購入者が既払代金額の範囲内で、100グラム単位の金地金ないし白金地金バー及び余剰金を受け取ることも可能であるとするが、これに関しても、顧客から申し出があった場合に、被告会社が「審査した上で応じることがある」というものにすぎず、被告会社に交付金員相当額に見合った地金を交付させる法的強制力さえ伴わない体裁にされている。さらに、被告らは、地金を渡すことも業としているというが、その「売上高」は、全て、そのための仕入れ原価を下回っている。

(カ) 以上により、本件各契約は、公序良俗に違反し、違法であり、被告らの行為は不法行為等を構成する。

イ 被告らの主張

(ア) 被告会社は、あくまで金地金等の現物を仕入れて在庫として保有し、これを販売する小売業者である。

現実に、被告会社は、平成28年5月27日時点で、在庫として金地金現物を82.2キログラム、白金地金を21.4キログラム保有し、創業以来、購入者に対し、金地金につき累計251キログラム、白金地金につき累計50.5キログラムを引き渡してきたという現物引渡し実績もある。また、被告会社が提供する本件各契約においては、購入者が既払代金額の範囲内で、100グラム単位の金地金ないし白金地金バー及び余剰金を受け取ることも可能であるところ、その引渡し数量累計は、金地金につき10.9キログラム、白金地金につき31.

6キログラムである。

このように、被告会社は、現物を販売する業者であり、実質的に商品先物類似取引を行っている事実は一切ない。

(イ) 一般に、投資対象としての金は、価値の貯蔵手段及び財の交換手段という属性を有しており、特に交換価値という属性については、その希少性から、政治や社会動向の変化によって価値が失われることがなく、むしろ、現在の相場状況において、新興国の需要増と投資リスク分散のために、価格上昇が長期的に続くと予測されている。また、金地金は、ペーパー資産にみられるような信用リスクがない。しかも、金の相場は、株式相場や通貨需要と逆相関の関係にあり、資産の分散投資の対象としての意義も有する。

これらの特徴があるため、金は、海外では年金資産の運用の一部に取り入れられており、投資家は、このような金の資産属性に着目して投資対象として選択するが、まとまった資金準備ができないときは、本件各契約が登場する以前には、純金積立取引、すなわち、毎日一定の金額で金地金を積立購入する取引をするのが一般的であった。

(ウ) この純金積立取引においては、ドルコスト平均法という購入方法が用いられ、この手法により、購入者は金の平均取得単価を低く抑えることができ、また、高値で買ってしまう高値づかみのリスクを下げて時間分散することもでき、結果として価格相場の変動リスクを最小限に抑えることが可能となる。他方で、ドルコスト平均法では、購入者が価格相場変動のある金を毎月一定金額分購入することから、月ごとの購入数量が変動することになってしまい、購入者は、目標数量を購入するための資産総額と積立期間を予め見通すことが困難となり、購入者は、一定金額分を自動購入するため、金の相場が下がると思っていても敢えて購入することを余儀なくされるし、逆に、金の相場が上

がると思っていてもわざわざ時間をかけて分割で購入することになるという、いわゆる機会損失を被ることになってしまう。

(二) そこで、こうした一定数量の金地金購入のための資金を準備できない購入者や金地金にまとまった金額の資金が固定化されることを嫌う購入者に向けて、純金積立の上述したデメリットを回避しつつ金地金の購入を可能とするという観点から、本件各契約に係る「ゴールド積立くん」ないし「プラチナ積立くん」と称する商品が考案されたものであり、これは、金地金に対する投資の新しい取引類型に他ならず、その旨を顧客に対して詳細に説明し、従来型の純金積立取引とは異なる点がむしろ売りである点を強調する営業手法を採用している。

(オ) 本件各契約についても、原告との間でまさに金地金及び白金の前払割賦販売を目的とする契約であり、その骨子は下記 a ないし d のとおりであって、あくまで現物の引渡しを目的とするものであり、私的差金決済取引を作出するものではない。原告自身も現物入手を目的としており、被告会社には現物引渡しの豊富な実績が存在し、現物引渡しが目的であることは決算報告書上、財務状況や運用からも明らかであり、「中途解約条項」において、差金決済により契約関係から「離脱できる」旨の条項があつても、これはむしろ顧客の保護あるいは利便のための条項であつて、違法と断定できる根拠はない。

a 被告会社は、契約に定めた将来の一定の時点で、代金全額が支払われれば、所有権移転、現物の受け渡しを予定している。被告会社は、代金全額が支払われた時点で即時受け渡しも可能である。

購入者は、既払代金額の範囲内で、100グラム単位の金地金(白金地金)バー及び余剰金を受け取ることも可能である(満期前終了)。

b 購入者にとって、金又は白金を契約時の価格で購入することができ、購入価格を固定できる。また、その金額について分割弁済が可

能、即ち期限の利益を享受できる。

- c 被告会社が初回支払時に受領する手数料は、購入者が上記メリットを享受できる契約上の地位を得るための対価に他ならない。被告会社が購入者から初回の手数料及び口座管理費等以外に費用を徴収することはない。
 - d 購入者は、中途解約した場合、被告会社から、契約に定められた清算金額に相当する現物又は金銭を受領することができる。
- (カ) 満期前終了に関して、契約書上は、顧客から申し出があった場合に、被告会社が「審査した上で応じることがある」との記載があるものの、同記載にかかわらず、原告を含む購入者は、被告会社に対し、支払済代金額の範囲内での金地金等の受取りを要求できる本件各契約上の権利を有しているものであるし、被告会社における決算書上、「仕入高」が「売上高」を上回っていることをもって、被告会社が現物の売渡しを業としていることにはならない。

(2) 本件取引の適合性原則違反及び説明義務違反（予備的主張）

ア 原告の主張

- (ア) 仮に、本件各契約自体に違法性がないとしても、被告らには、以下のように適合性原則違反、説明義務違反の違法がある。
- (イ) 被告従業員は、原告に対する勧誘に際して、普通の貴金属販売業者と同様であるといい、リスクの説明など全くせず、本件各契約の基本的仕組についても説明せず、被告会社における取引に手数料がかかるが、普通の貴金属積立にはかからないことも説明せず、信用リスクの説明など全くせず、リーガルリスクも説明せず、中途解約すれば貴金属がもらえると虚偽の説明をし、本件各契約の契約書等の書面に、原告の理解と無関係に、「ぱっぽと」、「3分くらい」で書き進んでいく、原告が被告従業員らの言うがままに応じることをよいことに、原

告をして、契約書その他の書類に記入等させ、次のとおり本件各契約を締結させ、金銭交付等をさせた。

- a 本件契約1の締結の際、被告服部が、原告に対し、「金は資産に良いということで、もう、絶対的に不動の資産だから、紙よりもいい」などと申し向け、また、被告川内が、「皆、5キロ買っている」、「月々これくらい出せるでしょう」、「100パーセントの責任で悪いようにはしない」などと畳み掛けるように言い、その際、全ての貴金属地金販売業者が採用するドルコスト平均法と異なる方法を採用することを正しく説明せず、かえって、資産を持つには一時に買う方がよいかのような話をし、被告会社で取引することのメリットデメリットを正しく理解させずに勧誘した。
- b 本件契約2の締結の際、被告服部及び被告川内が、「子供が二人いるのだから二つ契約した方がいい」などと言って勧誘した。
- c 本件契約3の締結の際、被告川内が、原告に対し、白金について著しい上昇傾向を意味する矢印や金額を表す数値を手書きした甲10の1を示しながら、「300万ちょっと出せば、半年か一年後にはその金額プラスアルファで返せる」、「白金は世界中で不足している、すぐ上がってくる、今は1300ドルくらいだが2500ドルぐらいまですぐに上がります」などと申し向け、また、自動車株から遅れて白金の価格が急上昇するかのような文字や矢印を手書きした甲10の2を示しながら、「プラチナは自動車に絶対必要な部品なので上がる、自動車の株が上がると追随するように少し遅れて白金の値段が上がってくる、ストライキがあって今白金は底値だから、買えばかなりいいんではないか、半年か1年で損はさせない」などと申し向け、分割金を支払う必要はないと申し向けた。
- d 本件契約4の締結の際、被告川内が、原告に対し、「白金の価格

が以前の契約時点より下がっているから有利である」とか、「今回は300万円以内で済む、手数料もいりませんから」などとして、勧誘した。

原告の被告会社に対する金銭交付が、被告会社従業員の上記aないしdのような言辞に基づくものであったことは、本件契約3及び4に関して、契約書には分割払になっているにもかかわらず、379万6800円(甲11の1)；294万5800円(甲12)が一括して支払われていることとも整合する。また、本件契約4にかかる契約書の条項には、白金の取引であるのに将来の金の価格で清算することとなっていたり、手数料額がその購入代金の10.8パーセントの記載とは異なるものとなっているなど正確性を欠くものであったことも、原告が、被告川内の言うままに契約書等に記載をしていたことを如実に示すものである。

- (ウ) 加えて、本件各契約の取引は、被告会社と顧客の利害が対立する相対取引であって、対立の程度は極めて大きいのであるから、被告会社は、原告ら顧客に対して、そのことを十分理解させるような説明を行うべき注意義務があったにもかかわらず、何らその説明をしていない。
- (エ) 以上により、被告会社には、適合性原則違反、説明義務違反の違法がある。

イ 被告らの主張

- (ア) 被告会社従業員による勧誘は、以下のとおり適法に行われている。
- (イ) まず、被告服部が、平成25年5月13日に初めて原告に電話をかけて以降、原告からの相談に乗るなどする中で、被告会社の商品を勧誘し、事前にパンフレット等の資料を送付するなどして、その内容を十分理解してもらうなどした上、原告に対して、金地金を保有することの意義を説明し、金地金の購入を勧誘した。その上で、被告服部を

引き継ぐこととなつた被告川内とともに原告宅を訪問し、被告川内が、契約書の条項を全文読み上げることから初めて、その他確認事項等も丁寧に説明した上で、原告が、被告会社の契約を通じて金地金を購入することを十分納得したため、本件契約1を締結するに至つた。

(ウ) その後、被告川内は、原告に対し、「お子様二人に残すには割り切れる偶数が良いのでは、あと5キロの金地金の購入はいかがですか。」などと勧誘したところ、原告は、月額支払額を試算した上で、「それなら月々の支払は大丈夫」と返答し、十分に理解をして、本件契約2を締結するに至つた。

(エ) 被告川内は、定期的に契約状況の報告を兼ねて原告に電話をする中で、原告に対し、白金の購入を勧めたところ、原告が興味を示したので、原告宅を再度訪問することとなり、本件契約3を締結するに至つた。同契約において、原告が、初回に1回分から18回分の分割金を支払つたことに関しても、原告が、今後、分割金払いを続けることに不安を口にしたことに対し、被告川内が、それならある程度前払いをして様子をみたらどうかという助言をしたところ、原告がその説明に納得したために、1回目から18回目の金額を支払つたものにすぎず、原告において、この事情を認識していないことはあり得ない。本件契約3に係る甲7の3の「memo」欄にもその旨の記載があることから、被告川内において何ら詐欺的なことは行っていない。平成26年、被告会社は、全ての顧客に対して、従前の契約について、顧客が既払金の範囲内で、100グラム単位で現物を受領して契約を終了できるようにすること（満期前終了），同内容の変更を過去の契約全てに遡って適用することなどの内容変更の申し入れを行い、ほぼ全ての顧客から承諾を取り付けていたところ、原告も同じであった。

(オ) 被告会社は、平成27年7月、新規契約について手数料半額のキャ

ンペーンを展開していたので、そのことをきっかけとして、被告川内は、原告にさらに白金3キログラムの購入を勧誘し、本件契約4の締結に至った。この際も、原告は、分割金の1回目から36回目の支払金をまとめて支払ったが、これについても、前記本件契約3の時の事情とほぼ同様である。また、本件契約4については、被告川内は、満期前終了について書面に数字を書き込みつつ、原告に説明した。

- (イ) さらに、平成27年9月下旬頃、被告会社の代表者である被告藤田が、アフターケア業務の一環として原告宅を訪問し、原告に対し、契約内容確認書を交付し、原告の確認を得ている。
- (ウ) 以上のとおり、被告服部及び被告川内は、原告に対し、本件各契約の内容及び仕組みについて、十分に説明し、理解を確認し、その上で原告が本件各契約の締結の意思表示を行ったものであり、そこに何の違法性も存しない。
- (エ) これに対し、原告は、被告川内から、「皆、5キロ買っている」、「月々これくら出せるでしょう」「100パーセントの責任で悪いようにならない」と言われたなどと主張するが、被告川内が、原告に対し、かかる発言をした事実は一切なく、強引に契約を進めたという事情もない。

原告は、契約書などに自ら氏名等を自署したことを明白に認めつつ、被告川内から言われるがままに書いたなどと供述するが、原告は比較的高齢であるとはいえるものの、詐欺商法の餌食になるような意思能力・判断能力に重大な問題を抱える「高齢者」では到底ない。原告自身、野村證券株式会社（以下「野村證券」という。）との金融商品取引の経験があり、原告が野村證券に直接電話して、高額の決済を指示していることから、原告にとって、資産として金地金などの購入を目的とする本件各契約に対する親和性、適合性に全く問題ないことが明

白である。しかも、原告による氏名等の自署が、いずれも異なる時期に全ての書面になされていること、4つの各契約の締結日当日又はその数日後に、原告自身が、294万円から503万円もの大金を送金していること、原告が「金が大変資産としていいという説明を受けて」と証言していること、契約内容について、原告が被告会社にクレームを述べたことはないことを原告自身も認めていることなどから、言わざるがままに署名した旨の原告の供述は全く信用に値しない。

したがって、原告が、本件各契約書の契約書などの書類に、その内容を十分理解せずに、被告川内から言われるがままに氏名等を自署したなどということはおよそあり得ない。

(イ) 原告は、本件各契約が相対取引であるから、その旨について原告に説明がなされていないと主張するが、本件各契約は、つまるところ価格が変動する金又は白金の現物売買取引である以上、相対取引であることは至極当然のことである。満期前受け渡し時又は中途解約時に金又は白金の相場価格が契約時価各を上回り、購入者にとって益金を享受できる場合、会社にとっては損失となるが、この損失については、被告会社は予めコストとして想定し、購入者からの初回支払時に交付を受ける「手数料」収入等で対応しているのである。

(3) 被告らの責任

ア 原告の主張

(イ) 本件取引における被告会社従業員らの違法行為は、本件取引の経過・態様等に照らし、被告会社の営業方針・営業姿勢に由来する構造的現象ともいべきものであって、被告会社の通常の取引受託業務とは異質な偶発的なものと考えることはできない。被告会社は上記従業員の使用者としての責任を負うにとどまらず、法人として固有の不法行為責任を負うというべきである(民法715条1項、同709条)。

(イ) 被告藤田は、被告会社の代表取締役として被告会社の違法な営業を行っていたものであるから、被告川内、被告服部と連帯して共同不法行為責任を負う（民法719条、同709条）。

また、被告藤田は、被告会社の代表取締役として被告会社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な本件取引を行った者であり、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(ウ) 被告川内、被告服部は、被告会社の従業員として、各自が上記のとおり違法な行為を行って原告に金銭を交付させた者らであるから、原告に対して不法行為責任を負う。なお、被告服部は、3回目以降の本件契約に直接関与していないが、この種の証拠金取引は「増し玉」という言葉があるように、いったん関係を有してしまった者に対しては取引を拡大させていくものであることは公知の事実であって、本件のような違法取引の勧誘を行って金銭を交付させた場合に不法行為責任を負うのは当然であって、当該従業員が当該違法取引の開始後に他の従業員に引き継いで自らは退職したとしても、自らの違法な勧誘行為によってかかる違法取引が継続されうる状態を作出したのだから、退職後にかかる違法取引が質的変容なく継続し、それにより損害が発生している場合は、そのような外形を明確に解消しない限り、退職後も引き続いて行われた違法行為についても他の従業員らとともに共同不法行為責任を負うというべきである（民法719条、同709条）。

イ 被告らの主張
争う。

(4) 損害

ア 原告の主張

(ア) 未返還交付金員相当損害金 1634万3000円

(イ) 弁護士費用相当損害金 163万4300円

本件のごとき金融商品取引の外觀を有して行われる違法な取引に係る紛争については、一般消費者である被害者が事業者らに対して適切な損害賠償請求を行うことは到底期待できず、その権利救済のためには弁護士に委任してすることが必要不可欠であることは明白であるから、原告がその代理人に支払うべき弁護士報酬等の金額が被告らの本件不法行為等と相当因果関係を有する損害であるというべきであり、弁護士費用相当額として、未返還交付金員相当損害金の1割相当を請求する。

イ 被告の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実のほか、各項末尾の各証拠（証拠が掲記されていないものについては当事者間に特段争いのない事実）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件各契約の内容

ア(ア) 本件各契約は、原告が被告会社から金地金ないし白金地金の一定数量を契約締結時の価格で購入するものの、その所有権は、契約で定めた一定数量分に相当する代金額及び手数料が全額支払われなければ、原告に移転しないというものである。これは、上記「金額」が支払われることを条件として、被告会社が当該一定数量を譲渡することを約束し、原告が代金を支払うことを約束するものであり（1条、2条、4条）、その支払方法は、本件契約1においては216回、本件契約2においては215回、本件契約3においては214回、本件契約4においては199回（いずれも初回を含むものとする。）という16年間から18年間もの長期間の分割払いとし、その代金全額を支払つ

て初めて金合計10キログラムないし白金合計6キログラムの引渡しを受け得ることとなり（5条），全額の支払を受けるまでは，被告会社は金地金ないし白金地金を原告に引き渡す義務がないばかりか，被告会社のもとで取得しておく義務もない（7条1項）という内容である（甲4の1ないし4；証人田畠，被告川内本人）。

(イ) 本件各契約の手数料額は，本件契約1及び2については，購入代金の1.0.5パーセント，本件契約3及び4については，購入代金の1.0.8パーセントと規定されていた（4条4項）が，本件契約4については，実際の手数料額は購入代金の10.8パーセントではなかつた（甲4の1ないし4）。

イ 本件各契約の「（中途解約）」条項は，下記のとおり，原告を甲，被告会社を乙として，契約ごとに異なる定めとなっている。

(ア) 本件契約1には，「本件売買契約は原則として金地金の現物引渡しを目的とするものであるが，甲の事情により中途解約ができるものとする。（12条柱書き）」，「甲は，本件売買契約を書面による意思表示で解約することができる。（同条1項）」，その清算額の算出については，「(1)乙は，本条第1項の解約通知書を受領した当日の株式会社東京商品取引所の金「標準取引」の1番限清算値（帳入値段）の価格を解約価格とし，それに，解約数量をかけて算出した解約代金から第4条第3項の本件売買契約における金地金の代金の差額金を計算する。(2)第4条第3項のうち，甲が解約時までに支払った代金と前号(1)を合算した金額，清算金を甲に返還する。（同条2項）」という条項がある（甲4の1）。

(イ) 本件契約2には，前記(ア)と同様の条項がある上，清算額の算出について，甲が解約時までに支払った代金と前号(1)を合算した金額を算出した後，「上記(2)で算出された清算額を解約日における一般社

団法人金地金流通協会の正会員企業の最終の販売価格で除し、金地金の重量に換算する。(4)受け取れるグラム数は100g単位とする。端数は現金での清算とする。金地金のバーは、100g, 200g, 500g, 1000gの4種類とする。(5)甲は、受け取れるグラム数の範囲において、上記(2)のバーの組み合わせは自由に選択できる。但し、金地金のブランドは指定できないものとする。(6)バーチャージ料は、500g未満のバー1本につき、15, 750円とし、清算額から差し引く。(7)引き渡し方法は第7条第3項によるものとする。

(同条2項)」と追加規定され、さらに、これについては、「甲は、甲の希望により前項2で計算された清算額を現金で受け取ることを選択できる。(同条3項)」という条項がある(甲4の2)。

イ 本件契約3及び4には、前記(イ)と同様の条項が白金に関して定められている(甲4の3及び4)。

ウ 本件各契約の残額一括払による金地金等の現物引渡しに関しては、原告を甲、被告会社を乙として、本件契約1では、「(早受け渡し)」、本件契約2ないし本件契約4では、「(未払い代金一括払い)」と題して、「甲は乙に一括して残額を支払うことにより満期日以前に契約した金地金又は白金地金を受け取ることができる。(各9条)」などとの条項がある。

エ 本件契約4には、「(満期前終了)」と題して、「乙は、甲から既払いの代金内で該当グラムの白金地金を受け取り、契約を終了させたいとの意思表示があった場合、審査した上で応じことがある。(10条1項)」という条項が加えられた(甲4の4)。

かかる満期前終了の規定に関しては、原告と被告会社との間で、平成26年12月22日付けの金(白金)地金売買契約変更合意書において、本件契約1ないし3についても適用される旨の合意が成立した(乙1

0)。

(2) 原告に対する勧誘経緯（被告服部本人、被告川内本人、原告本人）

ア 被告服部は、平成25年5月13日、原告に対して、電話をかけ、資産として金地金の販売業者である被告会社から金地金を購入することを勧誘した。

原告は、被告服部に対し、証券会社で投信や株の取引はしているが、金地金の購入は考えたことがなく、前月の4月に夫が亡くなつたばかりで、今は何も考えられない、しばらく落ち着いてから金地金のことを考えたいなどと応じた。

これに対し、被告服部は、被告会社が展開する金地金売買契約に関するパンフレット（甲2）と金を資産として保有することに関する文献資料（甲3）を原告宅に郵送した。

イ 被告服部は、平成25年8月上旬、原告に対して電話をかけ、改めて金地金の購入を勧誘したところ、原告は、自ら取引のある野村證券の担当者に対する不満を被告服部に伝えるなどし、被告服部は、原告から取引している金融商品の銘柄を聞くなどして、原告の相談に乗るなどしていた。

ウ 被告服部は、平成25年10月16日、訪問の予約をした上で、初めて原告宅を訪問した。被告服部は、その訪問時に、被告会社が展開する金地金売買契約に関するパンフレット（甲2）と金を資産として保有することに関する文献（甲3）などをもとに、資産を円や金融商品ではなく金地金で保有することの意義を説明し、被告会社からの金地金の購入を勧めた。

エ 被告服部は、被告会社の正社員ではなくパート従業員という地位であったため、原告の担当を上司である被告川内に引き継ぐこととし、平成25年11月18日、被告川内とともに原告宅を訪問した。

被告服部は、原告からの野村證券との取引についての相談に乗っていったところ、原告から、野村證券から原告に届いた取引内容報告書の明細の開示を受け、被告服部は、損益通算を望む原告にとって売却することが有利と思える銘柄を助言するなどした。被告川内も、本件契約1に関する説明を行った。

(3) 本件各契約締結の経緯等（被告服部本人、被告川内本人、原告本人）

ア 被告川内と被告服部は、平成25年11月20日、原告宅を再度訪問した。

原告は、被告川内及び被告服部から、改めて前記のパンフレット等を示されるなどして勧誘を受け、これに応じ、同日、被告川内が原告自宅に持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、本件契約1を締結した。

イ 被告川内は、原告に電話をして、「子供が二人いるなら、あと5キロの金地金の購入はいかがですか。」などと勧誘し、平成25年12月20日、被告服部とともに、原告宅を再度訪問した。

原告は、上記の勧誘に応じ、同日、被告川内が原告自宅に持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、本件契約2を締結した。

ウ 被告川内は、再々原告に電話をして、被告会社においては、金以外に白金も取り扱っている旨説明するなどし、これを契約すればこれ以上の引き落としもないし、半年か一年後にはその金額プラスアルファで返せるなどと白金についての契約締結を勧誘し、平成26年4月18日、原告宅を訪問して改めて勧誘し、また、支払方法として、先に一定金額を支払う方法もある旨を説明した。

原告は、上記勧誘に応じ、被告川内が原告自宅に持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、本件契約3を締結した。

原告は、平成26年4月23日、被告会社に対し、本件契約3に基づ

く2・14回の分割払のうちの第1回から第18回分の支払として、379万6800円を一括で支払った（甲11の1）が、契約書上の支払方法の記載は変更されていない（甲4の3）。

エ 被告会社は、平成26年に、すべての顧客に対して、従前の契約について顧客が既払割賦代金の範囲内で、100グラム単位で現物を受領して契約を終了できるようにする満期前終了を設けること、契約の手数料が本件取引の契約上の地位の対価であることを明確化すること、同内容の変更を過去の契約全てにさかのぼって適用することなどの契約条項変更の申入れを行った。

被告会社は、原告についても、平成26年12月22日、被告川内が原告宅を訪問して、上記内容が記載された内容を説明し、原告は、同日付け「金（白金）地金売買契約変更合意書」に署名押印した（乙10）。

オ 被告川内は、平成27年7月27日、原告宅を訪問し、原告に対し、白金は金より割安になっていて、価格が上昇する可能性が高い、トヨタ自動車株式会社の株の価格がピークを打った半年後に、白金の価格がピークを打っているというような話を資料を示しながら説明し、一方、下がる方向の説明は特にせず、本件契約4を締結するよう勧誘した。

原告は、被告川内の上記勧誘を受け、同日、被告川内が原告自宅に持参した契約書に署名押印し、原告と被告会社との間で、本件契約4を締結した。

被告川内は、本件契約4の締結時に、原告に対して、契約書（甲4の4）の条項を全て読み上げたが、その際、13条2項1(1)に「金標準」とあるのが「白金標準」の記載間違いであることに気が付いたが、その場で訂正しなかった。

原告は、同日、被告会社に対し、本件契約4の第1回から第36回分の支払として、294万5800円を一括で支払った（甲12）が、契

約書上の支払方法の記載は変更されていない（甲4の4）。

(4) 本件各契約締結後の経緯

ア 被告藤田は、平成27年9月上旬頃、原告宅を訪問し、「ゴールド積立くん」及び「プラチナ積立くん」ご契約内容確認書として、本件各契約内容を確認する書面を原告に交付し、原告に署名をするよう促し、原告は、これに署名した（乙38の1、2）。

イ 原告は、平成27年10月下旬頃、被告会社から送付された請求書に白金の金額が記載されていたのを見て驚いて電話したが、被告会社は何の対応も取らなかった（甲22）。

2 争点に対する判断

(1) 争点(1)（本件各契約の違法性）について

ア 前記認定事実(1)ア及びイによれば、本件各契約は、売買契約と称してはいるものの、いずれの契約も長期間の毎月の分割金の支払が全部完了して初めて現物の引き渡しを受け得ることが原則となっているものであり、それまでは、現物の所有権は被告会社に留保されており、しかも被告会社は原告の支払額に相当する現物を取得しておく義務を負わない内容のものである。

そして、いずれの契約についても、取引当時69歳であった原告との間で、分割払の期間は200回前後という16年間ないし18年間という極めて長期間に設定されている。しかも、いずれも中途解約することができ、前記認定事実(1)イに掲げた中途解約の規定によれば、その場合には、被告会社が顧客からの解約通知書を受領した当日の株式会社東京商品取引所の金ないし白金の「標準取引」の1番限清算値（帳入値段）の価格を解約価格とし、それに、解約数量をかけて算出した解約代金とともにとの売買契約における金ないし白金地金の代金の差額金を計算することとされているのであるから、これは、将来の任意の時点での中

途解約通知書を被告会社が受領した当日の株式会社東京商品取引所の金ないし白金の代金の価格によって、契約時点の取引価格との差額を基準にして計算上の損益を確定して決済をするという結果を実現する方法にほかならない。

そうすると、本件各契約は、いずれも金地金等の現物を取得するものではなく、その実態は、16年間ないし18年間も分割金の支払を続けることができなくなった原告が解約を申し出た将来の時点での金地金等の取引価格の変動という偶然の事情で上記の私的な差金決済を目的とする私的差金決済契約というべきものであり、これは、被告会社が、商品市場における取引によらないで商品市場における相場を利用して差金を授受することを目的とする行為であって、被告会社は、前記前提事実(1)イのとおり商品先物取引法の許可や金融商品取引法の登録も受けていないにもかかわらず、これを行ったものである。かかる被告会社が原告に対して本件各契約を締結させた行為は、公序良俗に著しく反し、私法上も不法行為を構成させるに十分な違法性を有するというべきである。

イ これに対して、被告らは、本件各契約が金地金等の現物の売買であると主張し、これに沿う証人田畠、被告川内本人、被告服部本人の供述がある。

しかし、被告川内及び被告服部は、原告が本件各契約を通じて積立てにより金地金等の現物を取得しているという認識を持っていることを知りながら、実際には、全部の代金の支払がなければ金地金等の所有権が移転せず、分割金は被告会社に対して金銭を預けている実態にほかならないこと、支払期間の長期間に伴う会社の信用リスク、為替、金地金等の相場の変動により、手数料倒れになる危険性があるばかりか支払済みの分割金が全く返還されることもあることについて十分に説明を

行っていないことがうかがえ、上記各供述は信用することができない。

また、確かに、前記認定事実(1)ウのとおり、本件契約4においては、満期前終了という方法の規定が設けられ（10条）、これが本件契約1ないし3にも及ぶとされる変更合意（乙10）があるものの、そもそも、本件契約1ないし3の契約時点においてはかかる規定がなかったこと、この規定によつたとしても、被告会社は、顧客から、かかる満期前終了の意思表示があつた場合、「審査した上で応じることがある。」にとどまっているものであり（同条1項）、その審査の方法も明らかでなく、一方で、本件契約上には、明確に「本件売買契約は、契約時点では乙は甲が購入した金地金を取得する義務を負わない。（7条1項）」との規定があり、前記のとおり、分割金全額の支払が完了するまで現物の所有権は被告会社に留保されていること、被告会社内に顧客に渡し得る金地金等の現物を取得しておく義務ではなく、顧客が支払済みの分割金に相当する金地金等が実際に保管されていたことなどを認めるに足りる証拠はなく、被告会社が取得しておいた金地金等は被告会社の資産から明確に分離されていることを裏付ける的確な証拠もないことなどにかんがみると、かかる規定があることによつても、本件各契約の仕組みが将来の金等価格によって差金決済をする私的差金決済契約であり、違法であるとの上記認定が左右されるものではない。

以上によれば、上記証人田畠、被告川内本人、被告服部本人の各供述はいずれも信用することができず、被告らの上記主張は採用することができない。

したがつて、本件各契約はいずれも実質的には、中途解約時のレートにより得喪を生じる私的差金決済取引といわざるを得ず、違法なものであるといえる。

ウ 被告らは、また、本件各契約は、従来のドルコスト平均法のデメリッ

トを回避するために考案された現物の売買契約であり、実際、被告会社は、金地金等の現物を仕入れており、在庫として保有し、現物の売買を行う小売業者であると主張し、その上で、本件各契約はいずれも中途であっても現物引渡しが可能であるから、本件各契約は私的差金決済取引ではないと主張し、純金地金現物の写真（乙1の2）、保有量を示す表（乙3）や現物の引渡し一覧表（乙4ないし7）及びその一部を抜粋したとする受領証等（乙17ないし20）、平成27年3月から平成28年2月までの契約終了の形態として中途解約を選択した顧客の率を示した表（乙12）、決算報告書（乙21ないし23）、担当者別顧客管理表（乙24）、株式会社徳力本店の領収書（乙25）及びその総額を計算した表（乙26）、金地金及び白金地金の在庫総量を示す台帳（乙27）等を提出し、証人田畠、被告川内及び被告服部はそれに沿った供述をする。

しかし、被告ら提出の書証は、決算報告書、受領証を除き、多くが本件訴訟を提起されてから作成されたものであり、これをもって本件各契約が現物取引であったことを的確に認めるものではなく、受領証等も私的差金決済取引の可能性を排除するものではない。

また、そもそもドルコスト平均法は、貴金属の積立を安定的に行う方法であって、現物の所有権が移転するものであるのに対し、本件各契約では前記のとおり、全額の分割払が完了するまで現物の所有権が移転しないものであって、分割金の支払期間が本件のように16年間ないし18年間と長期にわたるものであれば、被告主張のドルコスト平均法のデメリットよりも本件各契約の相場変動のリスクのデメリットの方が大きいものと認められ、しかも、被告の得た手数料は被告のデメリットを解消するものではあっても原告のデメリットを解消するにはほど遠いものであるから、これを同一に論じることは相当ではない。

このように、顧客に移転すべき貴金属現物の仕入れ及び在庫に関して、上記各証拠は、被告会社における実際の仕入れや在庫の量を認めるに足りる確たるものではなく、証人田畠や被告川内及び被告服部の供述についても、前記認定にかんがみ、信用することができず、その他被告会社に小売業者としての実態を認めるに足りる証拠はない。

(2) 争点(2)（被告らの責任の有無）について

上記(1)での検討のとおり、本件各契約は違法性を有するところ、前記認定事実(2)及び(3)のとおり、被告服部は、本件契約1及び2の契約締結に先立ち、原告に対して、ドルコスト平均法との違いを正しく説明することなく、金は紙より資産としてよいものであると勧誘し、被告川内は、被告服部と同様に、被告服部の行ってきた勧誘に沿って、勧誘を行い、本件契約1及び2の契約を締結させ、さらに、その後、白金については、これから価格が上昇するから、半年か一年後にはその金額プラスアルファで返せるなどと申し向ける一方、価格が下落する可能性等には敢えて触れずに勧誘したこと、また、本件契約3及び本件契約4に関しては、初回にある程度の金額を支払わせて、その後の分割金は支払わなくてもよい旨申し向けたり、本件契約4に関しては、契約書上(13条)に、「白金」を「金」と誤記があったことに気付くも訂正しなかったこと等の事実を総合考慮すると、被告服部及び被告川内は、本件各契約が現物取引というよりは商品先物取引類似のものであることを十分理解していながら、その説明をしなかつたものであり、被告川内に至っては、将来の価格が上がることについて疊み掛けるように申し向け、本件各契約を締結させてきた経緯が認められ、上記被告らがいずれも本件各契約の違法性については十分に認識していた上で、原告に本件各契約の締結を勧誘して、これを行うことを承諾させ、原告から金銭の交付をさせたものといえ、同交付により原告に損害が発生することについては、本件契約3以降の契約に直接関与していない被

告服部も含めて、被告らに予見可能性があったというべきであるから、被告らは、民法709条の不法行為責任を負うものというべきである。

そして、被告会社は、被告服部の使用者として、同法715条1項の責任を免れず、被告藤田は、被告会社の代表取締役として、自らも原告に対して契約内容確認書を交付するなどしており、被告服部らが被告会社の営業としてこのような行為を行っていたことを知っていたものと認められるから、被告らは、共同して、原告に違法な本件各契約を締結するよう勧誘し、原告に金銭を交付させていたものとして、被告らには共同不法行為責任が成立するというべきである。

(3) 争点(3)（損害額）について

ア　原告が被告会社に対して交付した金銭として、1634万3000円が損害となる。

イ　また、本件事案の内容やアの額を考慮すると、被告らの不法行為と因果関係のある弁護士費用として、上記アの1割相当額の163万4300円とみるのが相当である。

第4 結語

以上によれば、原告の請求はその余の点を判断するまでもなく理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官　吉　村　真　幸

裁判官　五　島　真　希

翼

田 野

裁判官

出入金一覧表

氏名

入金(支払)額合計20,506,500円
返金額合計4,163,500円
= 損害額16,343,000円

年月日	支払額(出金額回目)	受領・返金額(入金額回目)	出入金の名目	支払先、入金元
H25.11.22	5,030,000		金①(1回目) + 契約手数料 + 口座管理費および情報料 2,722,000 + 2,278,000 + 30,000	株式会社ゴールドリンク
H25.12.20	5,000,000		金②(1回目) + 契約手数料 2,743,000 + 2,257,000	株式会社ゴールドリンク
H25.12.27	77,500		金①(2回目) 77,500	株式会社ゴールドリンク
H26.1.27	154,600		金①(3回目) + 金②(2回目) 75,500 + 79,100	株式会社ゴールドリンク
H26.2.27	152,200		金①(4回目) + 金②(3回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.3.27	152,200		金①(5回目) + 金②(4回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.4.23	3,796,800		白金①(1回目) + 手数料 + (2回目) ~ (18回目) 1,351,000 + 1,649,000 + 796,800	株式会社ゴールドリンク
H26.4.28	152,200		金①(6回目) + 金②(5回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.5.27	152,200		金①(7回目) + 金②(6回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.6.27	152,200		金①(8回目) + 金②(7回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.7.28	152,200		金①(9回目) + 金②(8回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.8.27	152,200		金①(10回目) + 金②(9回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.9.29	152,200		金①(11回目) + 金②(10回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.10.27	152,200		金①(12回目) + 金②(11回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H26.11.27	182,200		金①(13回目) + 金②(12回目) + 口座管理費および情報料 75,500 + 76,700 + 30,000	株式会社ゴールドリンク
H26.12.29	152,200		金①(14回目) + 金②(13回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H27.1.27	152,200		金①(15回目) + 金②(14回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H27.2.27	152,200		金①(16回目) + 金②(15回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H27.3.27	152,200		金①(17回目) + 金②(16回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H27.4.27	152,200		金①(18回目) + 金②(17回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H27.5.27	152,200		金①(19回目) + 金②(18回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H27.6.29	152,200		金①(20回目) + 金②(19回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H27.7.27	2,945,800		白金②(1回目) + 契約手数料 + (2回目) ~ (36回目) 807,000 + 693,000 + 1,445,800	株式会社ゴールドリンク
H27.7.27	152,200		金①(21回目) + 金②(20回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク
H27.8.27	152,200		金①(22回目) + 金②(21回目) 75,500 + 76,700	株式会社ゴールドリンク

H27. 9. 28	152, 200		金①(23回目) + 金②(22回目) 75, 500 + 76, 700	株式会社ゴールドリンク
H27. 10. 27	198, 900		金①(24回目) + 金②(23回目) + 白金①(19回目) 75, 500 + 76, 700 + 46, 700	株式会社ゴールドリンク
H27. 11. 27	228, 900		金①(25回目) + 金②(24回目) + 白金①(20回目) + 口座管理費および情報料 75, 500 + 76, 700 + 46, 700 + 30, 000	株式会社ゴールドリンク
H28. 1. 25		4, 163, 500	取引清算金 金①+金②+白金①+白金② 3, 636, 000 + 3, 809, 500 - 2, 861, 800 - 420, 200	株式会社ゴールドリンク
合 計	20, 506, 500	4, 163, 500		

これは正本である。

平成 29 年 7 月 5 日

東京地方裁判所民事第 5 部

裁判所書記官 本彦英樹